

平成24年度 ~みなさんの活動を応援します~

「区民公益活動に関する政策助成」への申請事業を募集します

◆申請期間 4月2日(月)~4月27日(金)

区民公益活動に対する政策助成制度とは？

区民団体が行っている公益活動で、区が行う政策に合致し、区政目標の実現に貢献する活動に助成する制度です。応募できる団体は、区民を対象とした公益活動の実績が1年以上ある、自主的に組織された非営利の団体です。

詳細は平成24年度の「政策助成の手引き」*をご覧ください。

助成限度額は、1事業20万円。1団体2事業、総額40万円まで。

謝礼金や印刷製本費など、事業の実施に必要な経費を助成します。

事業の実施に必要な経費のうち、助成対象経費総額の3分の2以内を助成します。

年度内の助成限度額は1事業につき20万円まで。同一団体の申請は2事業、総額40万円までです。

詳細は平成24年度の「政策助成の手引き」*をご覧ください。

助成の対象となる活動は？

助成の対象となる活動は、以下の9つの活動領域にあたる活動になります。

- ①地域を住民自身で支えるための活動、②産業の活性化、勤労者支援又は消費者のための活動、
- ③地球環境を守るための活動、④子どもと子育て家庭を支援するための活動、
- ⑤男女共同参画を推進するための活動、⑥地域の保健福祉を推進するための活動、
- ⑦安全で快適なまちづくりのための活動、⑧学習、文化、芸術又はスポーツ振興のための活動、
- ⑨国際交流、平和又は人権のための活動

☆☆☆申請にあたって説明会を開催します（出席は自由です。各回とも同内容）☆☆☆

◎3月19日(月)午後7時~午後9時 (区役所9階 第11・12会議室)

◎3月21日(水)午前10時~正午 (//)

◎3月22日(木)午後2時~午後4時 (//)

※「政策助成の手引き」及び「申請様式」は、上記説明会で配布するほか、3月19日(月)以降、地域活動推進担当の窓口(区役所5階8番)でも配布します。また同日より、区のホームページ(<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/172000/d014268.html>)からもダウンロードできます。

◆**ご注意!!**…申請にあたっては必ず平成24年度の「政策助成の手引き」をご覧ください。
一部様式が変更となっています。必ず新しい様式をお使いください。

問合せ先：中野区 地域支えあい推進室 地域活動推進分野 地域活動推進担当

電話：3228-5571 /ファクシミリ：3228-5620